

議第18号

高山市飛騨プラネタリウムの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

高山市飛騨プラネタリウムの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和5年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

飛騨プラネタリウムを廃止するため制定しようとする。

高山市飛驒プラネタリウムの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

高山市飛驒プラネタリウムの設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第53号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（高山市生涯学習施設運営審議会設置条例の一部改正）

2 高山市生涯学習施設運営審議会設置条例（平成13年高山市条例第37号）の一部を次のとおり改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審議会は、市長又は教育委員会の諮問 に応じ、次に掲げる施設の運営に関し必要な 事項について、調査審議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 飛驒プラネタリウム</u></p> <p><u>(7)～(9)</u> (略)</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審議会は、市長又は教育委員会の諮問 に応じ、次に掲げる施設の運営に関し必要な 事項について、調査審議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)～(8)</u> (略)</p>